

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月25日
【会社名】	センコー株式会社
【英訳名】	SENKO Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 泰久
【本店の所在の場所】	大阪市北区大淀中一丁目1番30号
【電話番号】	大阪 06(6440)5155(大代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営管理担当 嘉永 良樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区台場二丁目3番5号
【電話番号】	東京 03(5520)1507(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員東京主管支店長 尾池 和昭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,689,872,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	センコー株式会社東京主管支店 (東京都港区台場二丁目3番5号) センコー株式会社千葉支店 (千葉県市原市五井9014番地) センコー株式会社名古屋主管支店 (名古屋市西区牛島町5番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	3,407,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

（注）1 平成25年4月25日開催の取締役会決議によります。

2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。

3 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

（1）【募集の方法】

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当			
その他の者に対する割当	3,407,000	1,689,872,000	
一般募集			
計（総発行株式）	3,407,000	1,689,872,000	

（注）1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

（2）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
496		1,000	平成25年5月16日		平成25年5月16日

（注）1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
センコー株式会社 総務部	大阪市北区大淀中一丁目1番30号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪法人営業部	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,689,872,000	-	1,689,872,000

(注) 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,689,872,000円につきましては、愛知県小牧市に計画中の小牧第2PDセンター建設の支払に900,000,000円、群馬県太田市に計画中の北関東ロジスティクスセンター新倉庫建設の支払に700,000,000円、残額につきましては、その他車両運搬具及び物流設備の購入等の設備投資資金として、平成25年9月末までに全額充当する予定であります。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

(設備の新設、除却等の計画)

セグメントの名称	設備名	総予算額(百万円)	既支払額(百万円)	今後の所要資金(百万円)	着手年月	完成年月	完成後の増加能力
物流事業	小牧第2PDセンター	2,272	50	2,222	H24.10	H25.10	延床面積 28,099m ²
	北関東ロジスティクスセンター 新倉庫	3,058	-	3,058	H25.6	H26.6	延床面積 32,400m ²
合計		5,330	50	5,280			

(注) 1 上記設備計画の今後の所要資金5,280百万円については、本自己株式の処分資金、借入金及び自己資金により充当する予定であります。

2 上記金額に消費税等は含まれておりません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成25年4月25日現在）

名称	三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
直近の有価証券報告書等の提出日	（有価証券報告書） 事業年度第7期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月28日 関東財務局長に提出 （半期報告書） 事業年度第8期中（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日） 平成24年11月29日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係（平成25年4月25日現在）

出資関係	当社の普通株式4,252,000株を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	信託銀行取引があります。

（従業員持株E S O P信託の内容）

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社と三菱UFJ信託銀行株式会社の間で、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする従業員持株E S O P信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結することによって設定される信託口であります。当社の従業員持株会である「センコーグループ従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プラン（以下「本プラン」といいます。）は従業員株式所有制度に該当しますので、以下、本プランの内容を記載いたします。

なお、本プランが適用される当社持株会に入会できる会員は、当社および当社持株会運営細則により定める子会社（以下「当社グループ会社」といいます。）の従業員（以下「当社グループ従業員」といいます。）であります。

概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

本プランでは、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が、本信託の設定後4年6ヵ月間にわたり当社持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金により、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三菱UFJ信託銀行株式会社、借入人を三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）、保証人を当社とする三者間で締結される金銭消費貸借契約に基づいて行われます。なお、当該金銭消費貸借契約は、信託管理人である公認会計士三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当については、三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）と当社の間で有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、4年6ヶ月の信託期間内において、毎月一定日にその時々々の時価で当社持株会に売却します。

三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。本信託の終了後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入元利金などを支払い、信託収益が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する従業員（下記「受益者の範囲」をご参照下さい。）に分配します。当該分配については、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託

銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅延なく、当該受益者に対し、受益者の預金口座に振込入金する方法で金銭を支払います。なお、借入金が完済できない場合は、金銭消費貸借契約に基づき保証人である当社が保証債務を履行します。また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使については、信託管理人が本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と分担して信託の財産管理業務を実施いたします。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本プランについてのスキーム管理ならびに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本プラン実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡事務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」(以下「具体的信託事務」といいます。)について担当いたします。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社・三菱UFJ信託銀行株式会社・日本マスタートラスト信託銀行株式会社・信託管理人にて合意することにより、実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施いたします。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、信託財産の名義については割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社といたします。

なお、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本プランにおいて生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためであります。

(参考) E S O P信託の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託(他益信託)
信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する当社従業員に対する福利厚生制度の拡充
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者
信託管理人	専門実務家であって、当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成25年5月13日
信託の期間	平成25年5月13日～平成29年11月20日
議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の総額	1,689,872,000円
株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得

当社持株会に売り付ける予定の株式の総数

3,407,000株(下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。)

受益者の範囲

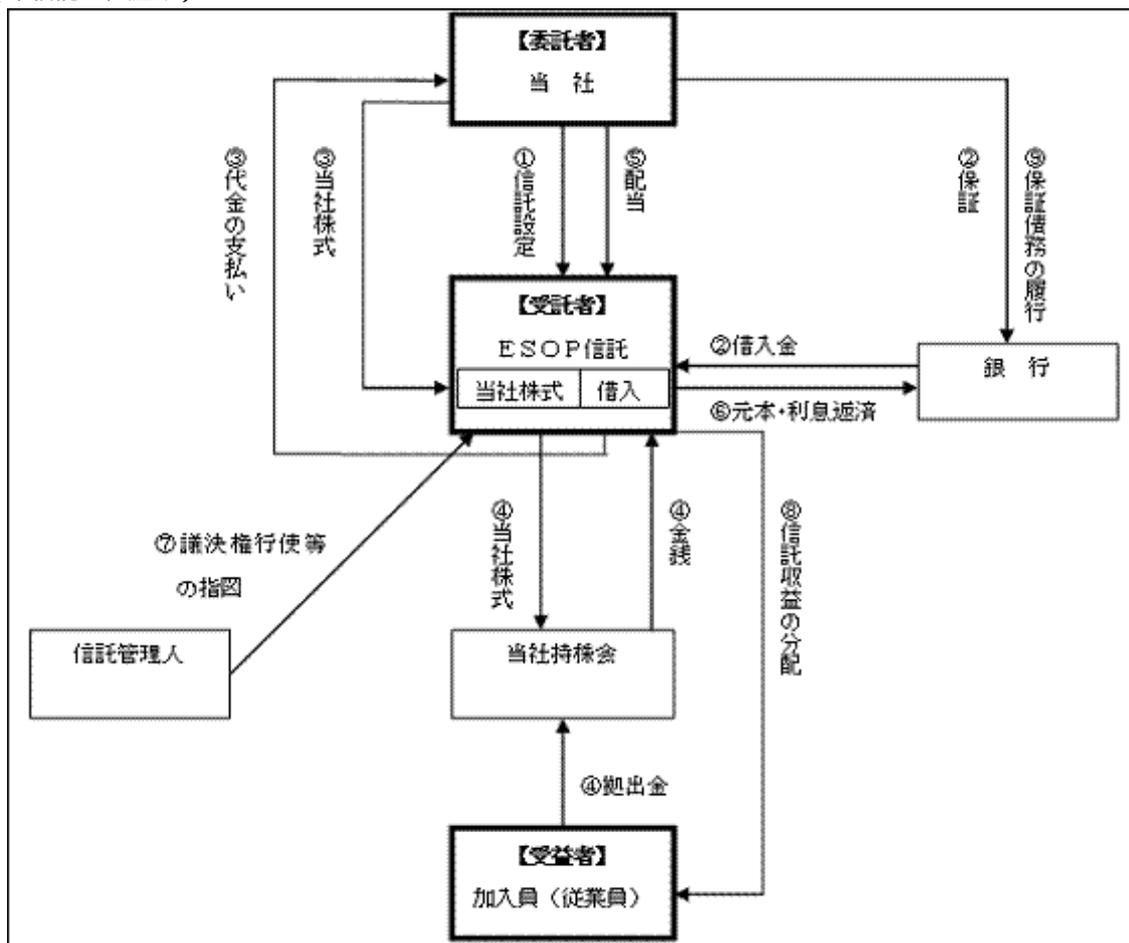
本信託の受益者となり得る者は、

- (1) 信託終了時に当社持株会の会員であった者
- (2) 信託期間中に当社持株会の会員であり、会員が所属する会社からの定年退職を理由として、当社持株会を退会した者
- (3) 信託期間中に当社持株会の会員であり、会員が所属する会社の業務命令により、当社以外への転籍を理由として、当社持株会を退会した者
- (4) 信託期間中に当社持株会の会員であり、会員が所属する会社の役員への昇格を理由として、当社持株会を退会した者

とします。

ただし、退会後の連絡先等が不明であるため受益者確定手続において受益者として確定することができなかった者は、この限りではありません。

（本信託の仕組み）



当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とするESOP信託を設定いたします。

ESOP信託は銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社がESOP信託の借入について保証を行います。

ESOP信託は上記の借入金をもって、信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社から一括して取得いたします。

（借入金の総額（信託の規模）は1,690,000,000円であり、当該借入金をもって平成25年5月16日に当社からの第三者割当により3,407,000株を取得する予定であります。）

ESOP信託は信託期間を通じ、毎月一定日までに当社持株会に拠出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で当社持株会に譲渡いたします。

ESOP信託は当社の株主として、分配された配当金を受領いたします。

ESOP信託は当社持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済いたします。

信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使いたします。

信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の拋出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。

信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済いたします。

当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了いたします。

c 割当予定先の選定理由

当社では、当社従業員の中長期的な企業価値向上への取り組みの一つとして当社株式の保有を推奨しており、その取得手段として従業員持株会制度を導入しております。当社持株会は、参加する当社持株会会員に対して買付奨励金の付与をはじめとしたインセンティブを制度に盛り込んでおり、当社持株会の活性化さらには従業員への福利厚生制度拡充に努めております。

今回導入を決定いたしました本プランは、市場株価の上昇に伴う将来における当社持株会会員への信託収益分配の可能性から、更なる当社従業員の勤労意欲の向上に繋がること、ひいては中長期的な当社企業価値向上へ資すると鑑み、他社の動向も含めてその検討を慎重に進めておりました。それと同時に当社は、平成24年11月に実施いたしました自己株式の取得によって保有する自己株式の有効活用等についても随時検討を進めていた経緯があり、今般の本プランの導入は、当社持株会への当社従業員の理解及び入会促進ならびに更なる勤労意欲のモチベーションアップに寄与し、かつ自己株式を有効に活用可能であるとの結論に至りました。

これらの経緯を踏まえて、三菱UFJ信託銀行株式会社を割当予定先に選定した理由は、当社の証券代行業務等の信託銀行取引関係から、本プランの提案を受けたことに起因しております。また、本プランに係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、当社にとって最も望ましい割当先になると判断いたしました。

なお、本プランにおいては「(従業員持株ESOP信託の内容) 概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が受託者たる三菱UFJ信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることとなりますので、三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が割当予定先として選定されることとなります。

d 割り当てようとする株式の数

3,407,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は本信託契約に従って、当社株式の売買について合意した上で、信託管理人からの指図に基づき、毎月、当社株式を当社持株会に対しその時々々の時価で売却することになっております。

三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)は、当該売却する当社株式の売却代金として当社持株会の会員からの給与等天引きによって拋出される金銭を当社持株会から受取り、当該売却代金を三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金の返済及び金利の支払に充当します。

当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託の終了後、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす従業員(「b 提出者と割当予定先との間の関係」に記載した(従業員持株ESOP信託の内容)「受益者の範囲」をご参照下さい。)に分配されます。

なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定です。

また、当社は三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)から、割当日より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所及び大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)が、貸付人である三菱UFJ信託銀行株式会社からの借入金によって払込みを行う予定であることを、平成25年5月13日付で締結予定の金銭消費貸借契約証書によって確認しております。なお、借入人である三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株ESOP信託口)、保証人である当社、貸付人の三者間で締結される金銭消費貸借契約は、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、保証人が保証履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記保証に対し、本信託契約に基づき借

入人から保証料を受取ります。

割当予定先：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

借入人：三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）

保証人：当社

貸付人：三菱UFJ信託銀行株式会社（1,690,000,000円）

g 割当予定先の実態

割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い当社株式の議決権を行使します。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者（当社）、受託者（三菱UFJ信託銀行株式会社）が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士三宅秀夫氏とします。

また、信託管理人は、本信託の信託財産に属する本件株式に係る議決権の行使（以下「議決権行使」といいます。）を行うため、本信託契約の細則であるE S O P運営規程に従って定められた議決権行使の指図（信託財産である本株式の議決権の総数に当社持株会から示された賛成又は反対の比率をそれぞれ乗じて、賛成の議決権行使をする数と反対の議決権行使をする数を算出し行使する）を、書面にて受託者に提出するものとします。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、三菱UFJ信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員が三菱UFJ信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力との対決」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。

また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約しております。

その結果、割当予定先である三菱UFJ信託銀行株式会社（従業員持株E S O P信託口）が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。なお、割当予定先は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所及び大阪証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式の処分は、E S O P 信託の導入を目的として行います。また、処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該処分に係る取締役会決議の直前1か月間(平成25年3月25日から平成25年4月24日まで)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である496円(円未満切捨て、平成25年4月24日終値(528円)比-6.1%)としております。直前1か月間の当社株式の終値の平均値を採用することにしたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変更の影響など特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためであります。

また、当該株価は東京証券取引所における当該取締役会決議の直前3か月間(平成25年1月25日から平成25年4月24日まで)の終値の平均値である468円(円未満切捨て)に106.0%(プレミアム率6.0%)を乗じた額であり、あるいは同直前6か月間(平成24年10月25日から平成25年4月24日まで)の終値の平均値である414円(円未満切捨て)に119.8%(プレミアム率19.8%)を乗じた額であり、特に有利な処分価額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した常勤監査役(4名、うち2名は社外監査役)全員が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、現在の当社持株会の年間買付実績をもとに、今後約4年6ヶ月の信託期間中に当社持株会が三菱UFJ信託銀行株式会社(従業員持株E S O P 信託口)より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し2.64%(小数点第3位を四捨五入、平成25年3月末現在の総議決権個数124,382個に対する割合2.74%)と小規模なものであります。

また、本自己株式の処分により割当てられた当社株式は毎月、一定日に当社持株会に対し売却されるものであり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

以上により、本自己株式の処分による影響は極めて軽微であり、合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8 番11号	15,516,000	12.47	15,516,000	12.14
旭化成株式会社	大阪市北区中之島3丁目3 番23号	11,676,726	9.39	11,676,726	9.14
センコーグループ従業員 持株会	大阪市北区大淀中1丁目1 番30号	7,590,743	6.10	7,590,743	5.94
積水化学工業株式会社	大阪市北区西天満2丁目4 番4号	6,785,900	5.45	6,785,900	5.31
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	5,697,000	4.58	5,697,000	4.46
三菱UFJ信託銀行株式 会社	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	4,252,000	3.42	4,252,000	3.33
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井6丁目 26番1号	4,139,689	3.33	4,139,689	3.24
東京海上日動火災保険株 式会社	東京都千代田区丸の内1丁 目2番1号	3,439,170	2.76	3,439,170	2.69
三菱UFJ信託銀行株式 会社(従業員持株ESOP 信託口)	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	-	-	3,407,000	2.67
あいおいニッセイ同和損 害保険株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 番3号	3,169,655	2.55	3,169,655	2.48
計	-	62,266,883	50.06	65,673,883	51.39

(注) 平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月9日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月8日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月13日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月25日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成24年7月3日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記6の臨時報告書の訂正報告書）を平成24年7月4日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（平成25年4月25日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本有価証券届出書提出日（平成25年4月25日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

センコー株式会社本店
(大阪市北区大淀中一丁目1番30号)
センコー株式会社東京主管支店
(東京都港区台場二丁目3番5号)
センコー株式会社千葉支店
(千葉県市原市五井9014番地)
センコー株式会社名古屋主管支店
(名古屋市西区牛島町5番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。